

特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金」として国民1人につき10万円が支給されることとなりました。留萌市では、市内に在住する世帯主宛に給付金申請書を郵送しました。

給付金の申請方法や、配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援については、次のとおりとなっています。**給付金の申請は、8月11日(火)まで**にお願いします。

※各世帯へ送付した給付金の案内には、申請期限を8月14日(金)までとじていましたが、申請開始日を早めたため、上記のとおり申請期限を変更しました。あらかじめご了承ください。

給付金の申請、給付方法について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給付金の申請は次の2つの方法で実施されます。なお、給付方法は、申請者の本人名義の銀行口座に振り込まれます。

- ① 郵送による申請
- ② オンラインによる申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援について

配偶者からの暴力を理由に他市町村から留萌市へ避難している方で事情により、令和2年4月27日以前に留萌市に住民票を移すことができない方については、世帯主ではない方でも、同伴者の分を含めて留萌市へ特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

● 「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の対象要件

- ① 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ② 婦人相談所から「配偶者から暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村など)の確認書が発行されていること
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票を留萌市に移し、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること

● 「配偶者からの暴力を理由に避難している方」の申出手続き

- ① 申出書を留萌市役所総務課へ提出
↓
- ② 配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類の提出
次の書類のいずれかの添付が必要です。
 - ◎ 保護命令決定書の謄本または正本
 - ◎ 婦人証明書等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書

※特別定額給付金の申請手続きとは別に、申出書の提出が必要となります。

※令和2年4月28日以降に留萌市へ住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」を受けている方は、その旨を申し出れば、上記の書類については必要ありません。